

(案)

神奈川県漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、毎年6月1日から10月14日までの間及び12月1日から同月31日までの間、酒匂川河口の次の区域におけるあゆの採捕を禁止する。

なお、この指示の有効期間は、令和4年12月31日までとする。

令和3年4月6日（公報掲載予定日）

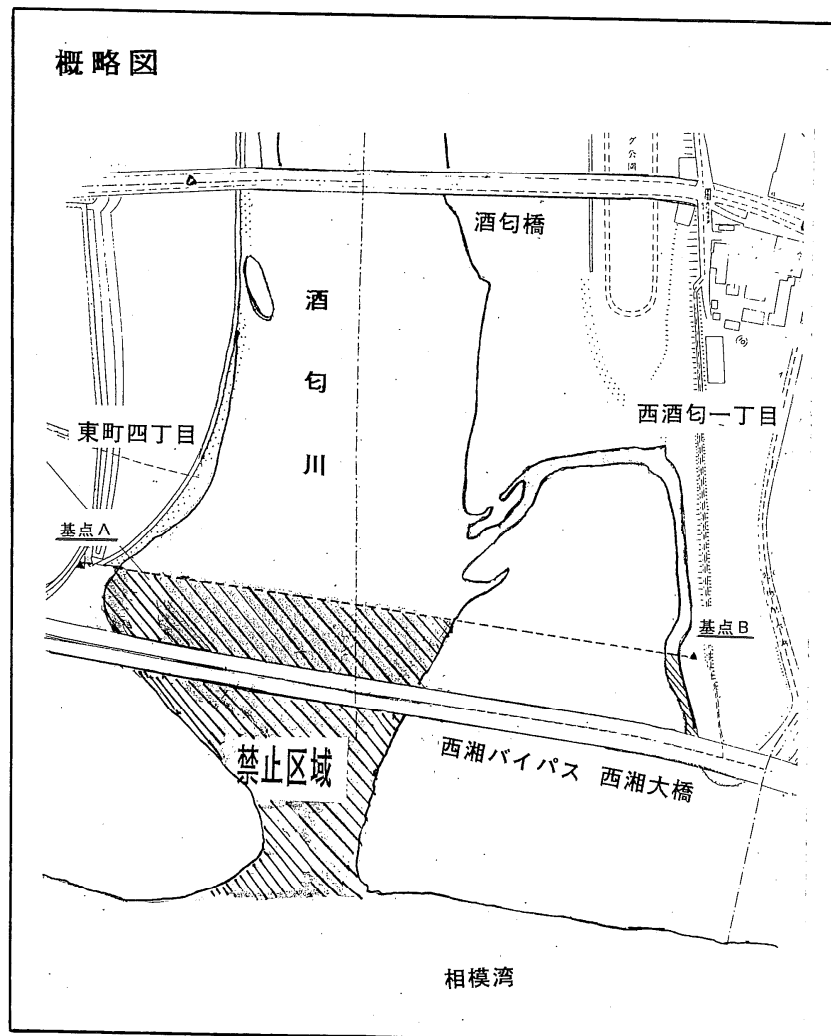
神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻本和美

次の基点Aから基点Bを見通す線から河口までの酒匂川の区域

基点A 小田原市東町四丁目496番口に設置した標柱

基点B 小田原市西酒匂一丁目1,653番12に設置した標柱



(案)

神奈川県漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、毎年6月1日から10月14日までの間及び12月1日から同月31日までの間、早川河口の次の区域におけるあゆの採捕を禁止する。

なお、この指示の有効期間は、令和4年12月31日までとする。

令和3年4月6日（公報掲載予定日）

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻本和美

小田原市早川橋右岸側橋脚下流端（A）と同橋左岸側橋脚下流端（B）の見通し線から河口までの早川の区域

